

H28.4.1以降のコミュニティセンターの利用事例に対する利用の可否

利用事例		利用の可否	備 考
		H28.4.1以降	
1	千葉市に在住、在勤、在学の方が、趣味のサークル活動で利用	○	
2	千葉市内の会社の勤務者が、社内サークル活動で利用	○	
3	千葉市内の会社で社内サークルに参加していた市外在住者が、退職後も引続きサークル員として利用	○	
4	サークル構成員に市外の者がいるサークルが利用	○	
5	市外の者がスポーツ施設を利用	○	
6	千葉市内のNPO法人が市内在住、在勤関係なく不特定多数を対象とする講座を開催	○	
7	市外NPO法人が市民を対象とする講座を開催する	○	
8	NPO法人がチャリティバザーを開催する。	○	
9	株式会社〇〇がチャリティバザーを開催する。	○	公益に資するものであれば可。
10	サークル活動の一環として、市内外を問わず「無料」で参加者を募集し、イベントを開催	○	
11	サークル活動の一環として、市内外を問わず「有料」で参加者を募集し、イベントを開催	△	営利目的でない場合(イベント参加費等が実費相当額と認められるとき)は可
12	市民団体が、市内外を問わず参加者を募集し、入場料等を徴収するイベントを開催	△	営利目的でない場合(イベント参加費等が実費相当額と認められるとき)は可
13	市内のサークルが、市外の同じ趣味サークルと交流のためのイベントを開催	○	
14	マンション管理組合の総会を、市外の管理業者が主催し開催	○	
15	都内私立大学の千葉県後援会が役員会を開催	○	
16	市内高校卒業生の会が総会開催のため、市内・市外の者が集まり会議を行う	○	
17	千葉県内の同じ資格免許職のグループで勉強会を行う	○	
18	サークルが、市外の講師を呼んで謝礼を払って活動する	○	講師主催で指導料を徴収する場合は、営利行為(私塾的利用)となり不可。
19	講師が、生徒から月謝(会費)を徴収しダンス教室を行う	×	講師主催で指導料を徴収する場合は、営利行為(私塾的利用)となり不可。
20	市内の者が、体育館で「体育の家庭教師」を呼んで指導を受ける	○	
21	財団法人〇〇協会が民間資格の検定試験の会場として利用	○	
22	千葉県内の同業種組合が県内の組合員を集めて講習会を行う	○	
23	株式会社〇〇が、市民を対象とする講座を実費程度の参加費を徴収して行う	○	
24	ダンスの講師が、無償のボランティア活動としてダンススクールを行う	○	
25	自営業者(個人事業主)が商品の展示会・体験会を行う	×	営利行為とみなし、不可。
26	企業が社員採用のための会社説明会を行う	○	
27	企業が社員採用面接会場として利用	○	
28	企業が社員の健康診断会場として利用	○	
29	人材派遣会社が派遣登録会を実施	×	営利行為とみなし、不可。
30	企業が支店を集めて営業会議を行う。	○	
31	企業が新入社員研修を行う。	○	
32	幼稚園、保育園、専門学校が入学式を行う	○	

利用事例		利用の可否	備 考
		H28.4.1以降	
33	サークルが、ダンスパーティーを開催するために利用	△	飲食を主とした利用は不可、収益を目的とする等営利目的は不可。
34	政党が政治資金パーティーを開催するために利用	×	勧誘・募集を伴うものであり、不可。
35	政党が政策会議を行う	○	
36	政党が市民向けに活動報告会を開催	○	
37	市議会議員が議員活動報告会を開催	○	
38	市議会議員の後援会が会議のため利用	○	
39	サークルが市議会議員を講師として呼び、勉強会を開催	○	
40	宗教団体が布教活動を行うための説明会を開催	×	勧誘・募集を伴うものであり、不可。
41	宗教団体内のサークルが合唱の練習を行うために利用	○	
42	市内中学校PTAが会議を開催	○	
43	市立〇〇高校演劇部が文化祭に行う演劇の練習を行うために利用	○	
44	消費生活協同組合が市民を対象に実費程度の参加費を徴収し骨盤調整ストレッチ教室を開催	○	
45	消費生活協同組合が地産地消のPRとして野菜の販売会を行う	×	販売行為は不可。(利用目的で使用不可)
46	〇〇町内自治会の総会を開催	○	
47	社会福祉協議会がボランティア登録会場として利用	○	
48	市内私立幼稚園の保護者が謝恩会を開催	○	
49	市外〇〇高校の落語サークルが、無料の寄席を開催	○	H28.3.31までは、サークル構成員が市内であれば可。
50	企業が顧客を対象にしたセミナーを開催	×	営利行為とみなし、不可。

※営利行為：物品の販売並びに商品、作品等の展示、広告及び宣伝とする。